

2026年4月吉日

お客さま 各位

大阪商工信用金庫

他行を支払地とする手形・小切手の入金制限および紙の手形割引の取り扱いについて

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

政府方針である「2026年度末までの約束手形・小切手の利用廃止」を踏まえ、当金庫における手形・小切手のご利用に関する取り扱いを下記のとおり変更いたします。お客さまにおかれましては、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げますとともに、事務負担の軽減や印紙代等のコスト削減につながる手形・小切手の電子化（でんさい、インターネットバンキング）をご検討くださいますようお願い申し上げます。

1. 手形・小切手の入金制限

振出日が**2026年10月1日以降**の他行を支払地とする手形・小切手の入金は承ることができません。

2. 紙の手形割引の取り扱い

2027年4月1日以降を期日とする手形及び**2026年10月1日以降**に振出された手形については、新規割引のお申込みを承ることができません。

【実施中の対応（2025年5月告知済）】

商品・サービス名	実施中の内容
手形・小切手等の代金取立	2027年4月以降を期日とする代金取立の受付は終了しております。
当座預金の新規口座開設	新規口座開設の受付は終了しております。

【実施予定の対応（2026年2月告知済）】

商品・サービス名	実施予定の内容（時期）
手形帳・小切手帳の発行	手形・小切手帳の発行は2026年9月30日をもって発行受付を終了いたします。
手形・小切手の振出	手形および小切手の最終振出期限は、 2026年11月30日 といたします。 ※最終振出期限以降に振出された手形・小切手は当座勘定からの支払いができません。

ご不明な点がございましたら、当金庫お取引店までお問い合わせください。

以上